

SNS・Web広告による県政情報の発信業務 業務仕様書

1 業務名及び適用範囲

SNS・Web広告による県政情報の発信業務（以下「本業務」という。）

本仕様書は、三重県（以下「甲」という。）が業務受託者（以下「乙」という。）に委託をして実施する本業務に適用する。

2 業務の目的

県では、県民の方に、県として伝えるべき情報や県民の方が必要とする情報を届けられるよう、広報紙（新聞折込）をはじめ、テレビ、ラジオ、SNSやアプリ等多様な媒体で広報している。

一方、県民の方の情報入手手段は多様化し、年代によっても異なるため、本業務で複数のSNS・Webでの広告を実施し、従来の広報媒体では十分届けることができない20代から30代までの県民の方に県政情報を届ける。

また、来年度以降のSNS・Web広告による県政情報の発信を効果的に実施できるよう、本業務の効果検証を行う。

3 業務の期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務実施体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。

業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

5 業務の内容

(1) SNS・Web広告による県政情報の発信

昨年度（令和5年9月～令和6年2月）試行したSNS・Web広告結果を踏まえ、リンク先へ効果的に誘導することを目的として、20代から30代までの県民の方が利用するスマートフォンアプリやウェブサイト（以下「媒体」という。）に以下のとおり広告出稿すること。併せて、リンク先ページも乙が作成すること。

① ターゲット層

20代から30代までの県民の方。

② SNS・Webの種類

媒体は、LINE、GDNの2種類とすること。配信用アカウントの開設は乙が行うこと。

③ 回数、テーマ等

出稿回数は、昨年度の実施結果を踏まえ、毎月同媒体（2種類）に10カ月、計20回とする。県

政情報の内容は、次のテーマに関する県の取組を予定（詳細未定。ただし、緊急情報等への変更もあり得る）。配信時期は、原則として、初回は6月中に、それ以外は月初から始めるものとする（6月分は7月分と配信期間が重複しても可）。

- ・ 6月予定テーマ：防災・減災対策（風水害）
- ・ 7月予定テーマ：賑わいのある観光
- ・ 8月予定テーマ：子ども支援
- ・ 9月予定テーマ：医療・健康づくり
- ・ 10月予定テーマ：農林水産業の振興
- ・ 11月予定テーマ：人権・ダイバーシティ
- ・ 12月予定テーマ：防災・減災対策（地震）
- ・ 1月予定テーマ：移住
- ・ 2月予定テーマ：産業の振興
- ・ 3月予定テーマ：男女活躍

④ リンク先（LP）の作成

甲が提供する素材や関係情報等をもとに、魅力的なデザインを用いて、毎月のテーマごとに作成する web ページとすること。また、リンク先ページの内容をユーザーが読んで理解できるようにすること。作成した web ページは、乙が保有する、または利用するサーバに配置すること。

※昨年度の掲載例（三重県が作成）

（2月）https://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/m0006200112_00006.htm

（1月）https://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/m0006200112_00005.htm

⑤ クリエイティブの作成

甲が提供する素材や関係情報等をもとに、魅力的なデザインやキャッチコピーを用いて、月予定テーマごとに乙が作成すること。「県政だより みえ」が発行されたことがわかるようにすること。

(2) 業務実施後の効果検証

KPIを設定して業務の成果や課題等についての効果検証を1か月ごとに行い、報告を作成すること。

また、来年度以降も、甲がSNS・Web広告によって効果的に県政情報を発信するための提案を取りまとめること。

(3) その他、企画提案コンペで提案を行った取組にかかる業務

企画提案コンペで提案を行った取組について、甲と協議を行ったうえで実施し、実施にかかる経費は契約金額内で行うこと。

6 納品する成果物等

本業務の終了後、令和7年3月31日（月）までに業務実績に係る報告書を2部提出すること。また、報告書とは別に、制作した静止画等をUSB等の電子媒体に収録して提出すること。

(1) 報告書記載事項

- ・ SNS・Web 広告の概要（独自提案による取組を実施した場合にはその概要も含む）
- ・ 業務の効果検証（次年度への提案も含む）

(2) 提出先

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部広聴広報課

7 県との調整

業務の実施にあたっては、甲との打ち合わせや調整を十分に行うこと。また、甲の求めに応じて、業務の進捗状況について報告すること。

8 その他

- (1) 本委託で生じるデータの所有権及び著作権については、甲に帰属する。
- (2) 甲は、データを県民等に対する広報目的のために、他の媒体で使用することがある。
- (3) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 乙が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (5) 乙は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (6) 乙が(5)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (7) 乙は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。
- (8) 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、すべて乙の負担とし、紛争が生じた場合、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (9) 再委託を行う場合は、事前に甲の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。
- (10) 受託者は、業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (11) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存す

ること。

(12) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度甲と協議すること。